



# 意思決定支援に着目した 個別相談支援



かぶやパンダ  
令和5年度現任研

社会福祉法人 大乘福社会 理事長  
相談支援事業所フロントライン  
広島県障害者相談支援事業連絡協議会  
広島県相談支援体制整備事業  
(一社)政経倶楽部連合会 広島支部

森 木 聡 人  
主任相談支援専門員  
会長  
アドバイザー  
幹事長



## 自我の構造

自我は、①本能に基づいた“**快樂の原則**”の部分（「**イド**」と言う）、②しつけや教えを受けることで身につく人間社会の“**道徳や規範**”で「**こうすべき**」「**こうあるべき**」などの部分（**超自我**：「**スーパーエゴ**」と言う）、③イドと超自我のバランスをとって、“**現実に対応**”できるようにする部分（**自我**：「**エゴ**」と言う）の3つの構造からなっているとされている。

自我は、イドと超自我の間で合理的な折り合いをつけ、**バランスをとっている。**



# 自我の段階

さらに、この自我は、意識できること、半ば無意識で誰かから指摘されたりアドバイスされたりすることで気づくこと（「前意識」と言う）、自覚することがほぼ完全に不可能な心の深層部分（「無意識」と言う）の段階に分けることができる。

このように、自我は、自分自身の欲求だけではなく（一方でほどよく欲求を満たしながら）、社会にも適応できるように（一方で奉仕を優先しすぎて自分自身が滅びることのないように）することで、心の状態を保っている。

ケアマネ・医療・福祉職のための  
精神疾患ガイド(中央法規より引用)

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

3



# 自我意識と自己意識

さらに別の視点から、自我は「自我意識」と「自己意識」の大まかに2つに分けて考えられる。

「自我意識」は、「他者は自分ではない、自分は他者ではない、自分は自分である（!）」という感覚であり、時間の経過や人間関係などで培われた体験などを含む「主体（自分の側）からの意識」のことを指す。

「自己意識」は、「自分はどう見られているか」といった自分自身の「（客観的）客体としての意識」を言う。

ケアマネ・医療・福祉職のための  
精神疾患ガイド(中央法規より引用)

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

4



# コーピング

✿ **問題焦点型対処**…ストレスを感じている出来事に対して、**解決する方向に考えたり行動を決めたりすること**



✿ **情動焦点型対処**…

生じているストレスに対す**るとらえ方を意識的に変えようと努力したり調整したり整理したりすること**

✿ **忌避焦点型対処**…ストレスとなる**問題には向き合わず、その時点で抱えている気分を発散するために遊んだり趣味に没頭したりすること**

ケアマネ・医療・福祉職のための  
精神疾患ガイド(中央法規)より引用

AKIHITO MORIKI © OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

5



# 自己決定のレベル

- ① **感覚的表現** 「快」であるか「不快」であるかの表現こそ、最も基本的な自己決定。言葉によるものだけでなく、**表情や身体動作の小さな変化、発熱や下痢等の体調の変化**を敏感にとらえる必要がある。
- ② **嗜好的表現** 好きか嫌いか、「承諾」という肯定的表現と「拒否」という否定的表現が存在し、どちらも自己決定の表現。自己選択も、選択肢の中から絶対に選ばなければならないのではなく、ひとつも該当しないこともあり得、**すべてを拒否することも可能にしておかなければならない。**
- ③ **思考的表現** 人は誰も**過去の経験や記憶から、将来的に幸福となるような決定**をしようとするもの。

AKIHITO MORIKI © OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

6



# 「支援付き意思決定」と「代理代行決定」の区別

## ①支援付き意思決定 → 本人意思を聞き取る

支援されながら本人が意思決定することで、あくまでも本人が決定を行い、支援者はその人が上手く決定できないところを手伝うという関わり方。本来的意思決定支援であると考えられ、国内外のどの地域でも変わらない。

## ②代理代行決定 → 最善の利益に基づく

本人に成り代わって支援者や周囲の人が決定すること。まず「支援付き意思決定」を行い、それができない場合に「代理代行決定」を行うという順序ルールは世界共通。

参考:福祉専門職のための  
意思決定支援ガイドブック

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

7



# 意思決定支援に関する三つの原則と優先順位

①表出された意思 その人が言ったこと、表出したメッセージをそのまま受け取る原則で、他人の解釈を挟まない。絵カード等、さまざまな方法で表出を支援することが重要。

②意思と選好に基づく最善の解釈 「意思」とは、その人の思うこと・考えることであり、「選好」は、好き・嫌いで、好きなことには思わず笑顔になるとか、好きな人をずっと見つめる、あるいは嫌いな人に身体を固くするなどを勘案し、その人の意思決定を解釈しようという原則。

③最善の利益 本人の（特に客観的な）利益を重視して、本人にとっての最善を他者が判断する原則で、いわば“良かれと思って”してあげる決定の考え方。

参考:福祉専門職のための  
意思決定支援ガイドブック

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

8



# 意思決定の支援の 層構造(1～2層)

## 第1層「個々の意思決定場面に対する支援」

- 日常の意思決定支援  
(意思疎通支援、意思形成支援、環境調整)
- 危急時の意思決定支援／レスキューモデル
- 困難な人の支援／**コミュニケーションの工夫**
- 「意思と選好」の活用

## 第2層「意思決定を育てる／支援を育てる」

- 内発的動機づけ／自己効力感の形成／エンパワメントモデル
- エクスプレス・ウィッシュ／小さくても自分自身の願い
- 支援チーム形成／**チームも育つ**／ストレングス・モデルとの関連
- 決定支援に対する**感度を高める**

参考:福祉専門職のための  
意思決定支援ガイドブック

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

9



# 意思決定の支援の 層構造(3～4層)

## 第3層「環境の整備」

- 話しやすい場所、時間、相手、方法など、**わかりやすい**話し方、書き方
- 意思決定支援に関する考え方、態度やルール共有／保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- 研修の実施／協議の場の形成
- **選好情報の収集・共有・蓄積・更新**

## 第4層「豊かな経験」

- 多くの体験→**選択肢を得る体験**
- 決定と表出の良い経験
- 内発的動機づけ・自己効力感への配慮

参考:福祉専門職のための  
意思決定支援ガイドブック

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

10



# 選好の収集・共有 ・蓄積・更新を行う

- ① **ともに決定すべき事項を定める** 本人にとっての**決め**るべき事項が何なのかを**確認**し、**はっきりさせる**こと。
- ② **ともに声を聴く、情報収集する** 本人と**話したり****観察**したりして、**普段から**少しずつ**集める**。
- ③ **ともに決定のための選択肢を探す** 本人が**決めたり****選**んだりしやすいように、**選択肢を**いくつか**考える**。
- ④ **ともに各選択肢に対する本人の反応を記録する** 選択肢にどのように**反応**するか、**確かめ**記録し、**複数人**で**共有・検討**することで**特定の支援者の独断**を避ける。
- ⑤ **ともに決定し行動する** 本人が**最も好む**と解釈された**選択肢を**本人の**決定**とする。

参考:福祉専門職のための  
意思決定支援ガイドブック

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

11



# 精神症状と精神状態の 意味を理解する

例えば、自宅療養中に**母親と2人で会話する時のみ混**乱、**興奮し、物を投げる**という行動につながっているとすれば、これが「**(落ち着いていない精神状態としての) 精神症状**」となる。

逆に、**母親以外との会話や1人で居る時は興奮せず過**ごすことができるという状態は「**精神症状**」には**該当**せず、この場合は「**(落ち着いている) 精神状態**」ということになり、**終始精神症状**が出現しているわけではなく、**一定の条件下では精神症状は落ち着いて**いることがわかる。

ケアマネ・医療・福祉職のための  
精神疾患ガイド(中央法規より引用)

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

12



# 2つの視点からの 情報収集と整理

1つは、「過去の成育歴・治療歴が、現在の状況にどのように影響しているのか、また、現在の環境・治療内容が将来的にどのように変化・影響していくのか」という、過去から未来までの現象を現時点に軸を置いて考える（想像する）こと。

もう1つは、「対象者とかかわり始めてから、時間経過のなかで継続的に観察する」という、その時点ごとの（実際の）観察。

時間的視点をもって、継続的観察を併せて考えるという複雑な思考の作業が必要。

ケアマネ・医療・福祉職のための  
精神疾患ガイド(中央法規)より引用

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

13



# F-SOAI P (エフソ・アイピー) 生活支援記録とは

嵩末憲子（埼玉県立大学 保健医療福祉学部）氏と、  
小嶋章吾（国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科）氏  
によって開発された記録法で、6つの視点に沿って記録を整理し、誰が見ても内容が理解しやすい記録法。  
支援記録のみならず、保育、自治体の福祉相談、自衛隊員のメンタルヘルス相談、消費者相談など、対人支援専門職の実践過程を可視化する記録の標準化や多職種連携の促進に期待されており、国や自治体などからも注目を浴びている。

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

14



# F-SOAI P (エフソ・アイピー) 生活支援記録とは

- F**ocus／**着眼点**：ニーズ、気がかり等。タイトルのようにその場面を簡潔に表現する。支援計画の目標・ニーズやプランと連動。
- S**ubjective Data／**主観的情報**：利用者（キーパーソンを含む）の言葉。キーパーソンの場合、「S(関係や続柄)」と表記する。
- O**bjective Data／**客観的情報**：観察・状態や他職種から得られた情報、環境・経過等。
- A**ssessment／**アセスメント**：援助者（記録者本人）の判断・解釈。気づきや考えを記載する。
- I**ntervention・Implementation／**介入・実施**：援助者（記録者本人）の対応。支援、声かけ、連絡調整、介護等。
- P**lan／**計画**：当面の対応予定。

「生活支援記録法(F-SOAI P)実践  
教育研究所」のHPを参考・引用

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

15



## 一般的な記録 (叙述形式)

4月23日 レクリエーション

午後、レクリエーションに参加される。最初は落ちついて参加することが出来ていたが、周囲のにぎやかな雰囲気の原因で、大声を出す姿が見られた。しばらく様子を見ていたが落ち着く様子が見られなかったため、居室へ誘導し個別対応を行う。

静かな環境になると徐々に興奮が収まり、笑顔が見られた。活動や食事の際など、にぎやかな雰囲気では不穏になることが多く、本人の行動を予測して事前に声掛け等の支援を行う必要がある。

社会福祉法人同愛会  
伊藤淳一氏の資料より

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

16



# F-SOAI P (エフソ・アイピー) 記録の例

F：不穏時の対応

O：にぎやかな雰囲気の中、レクリエーション活動に参加している。

S：大声を出しはじめる。

A：周囲のにぎやかな雰囲気に反応しているが、適応できるか？

I：もう少し、様子を見してみる。

O：落ち着かず、大声を出し続ける。

A：一度静かな場所でリセットする必要があるのではないだろうか。

I：居室に誘導し、個別対応をする。

O：静かな環境になると徐々に興奮がおさまり、笑顔が見られた。

P：活動や食事の際など、賑やかな雰囲気では不穏になることが多い  
ため、本人の行動を予測して事前に声掛け等の支援を行う。

社会福祉法人同愛会  
伊藤淳一氏の資料より

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

17



20220325  
閣議  
決定

## 成年後見制度利用促進 第二期基本計画より

「意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、  
…本人の自己決定権を尊重し、…本人の意思及び選好  
(本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌い) や価値観を適切に反映させる必要がある。」  
とし、「日常的に本人への支援を行う様々な関係者が  
チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践  
することが重要」であり、意思決定支援を進める際には  
「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン  
のプロセスに沿って対応することが重要」であると明  
記された。

月刊ケアマネジメント  
2022年5月号より引用

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

18



# 後見人等が踏まえるべき 7つの基本原則

## 第1原則 意思決定能力存在推定の原則

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

## 第2原則 徹底した意思決定支援の原則

本人が自ら意思決定できるよう、**実行可能なあらゆる支援をつくさなければ、代行決定に移ってはならない。**

## 第3原則 不合理にみえる意思決定の尊重原則

一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

## 第4原則 推定意思に基づく代行決定の原則

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

引用：意思決定支援を踏まえた  
後見事務のガイドライン

AKIHITO MORIKI © OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

19



# 後見人等が踏まえるべき 7つの基本原則

## 第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の原則

①本人の意思推定すら困難な場合、又は、②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

## 第6原則 必要最小限度の介入原則

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

## 第7原則 意思決定能力存在推定への回帰原則

**一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。**

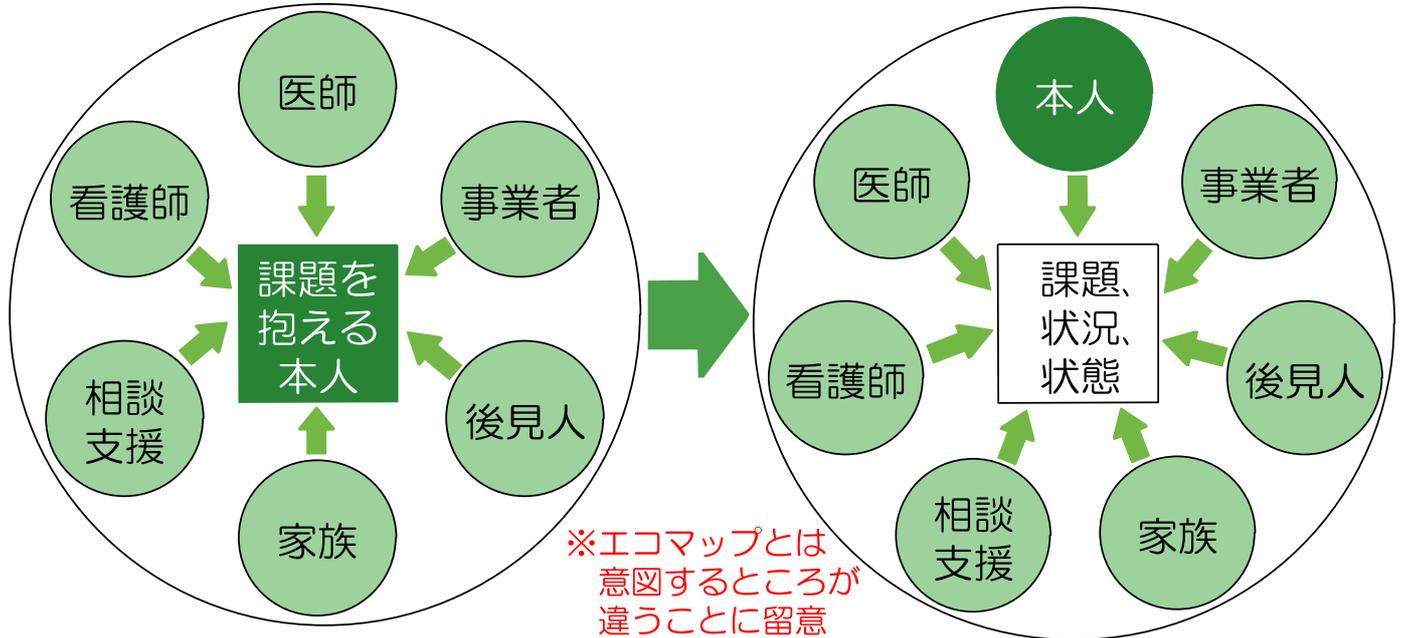
引用：意思決定支援を踏まえた  
後見事務のガイドライン

AKIHITO MORIKI © OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

20



# 客体から意思決定の 主体としての捉え直し



出典：ソーシャルワークの理論と実践の基盤、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、へるす出版 88頁 図3-4  
協働体制の変化（福山和女）より引用し、森木が一部改変・加筆

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

21



# CADL: 文化的日常生活行為 Cultural activities of daily living

CADLとは、ICF（国際生活機能分類）の個人因子と環境因子に依拠し、参加・活動を含む日常生活で行う本人の文化的な生活行為及び要素を言う。

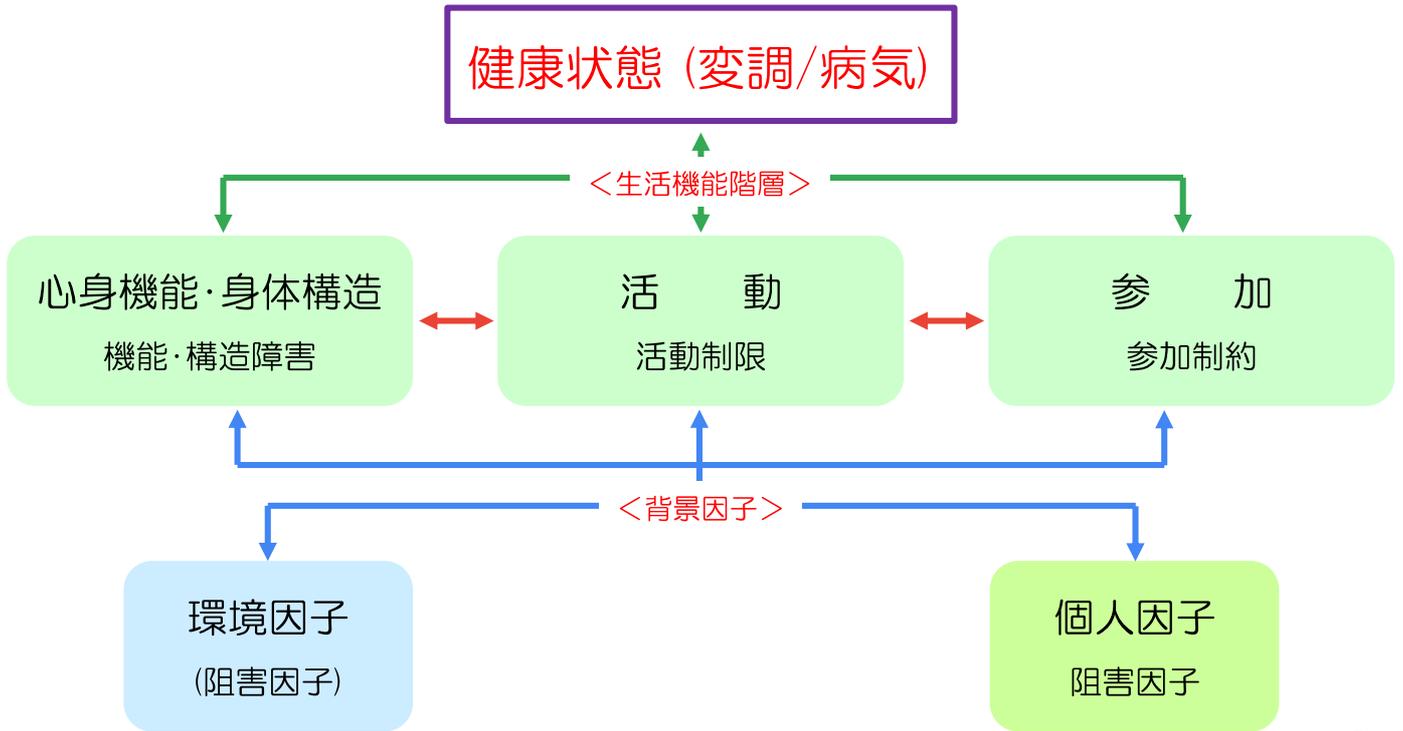
構成される領域に「楽しみ、趣味、役割、関係、仕事、参加、交流、学び、こだわり」などがあり、ADLやIADL、健康状態、認知機能の維持・改善・向上にも影響を与える。

人間としての尊厳領域（生きて在ることへの肯定）として位置づけられ、心の機能が低下しても認知症や看取り期までを含めて本人を支える「基本要素」となる。



# ICF: 国際生活機能分類

## International Classification of Functioning Disability and Health

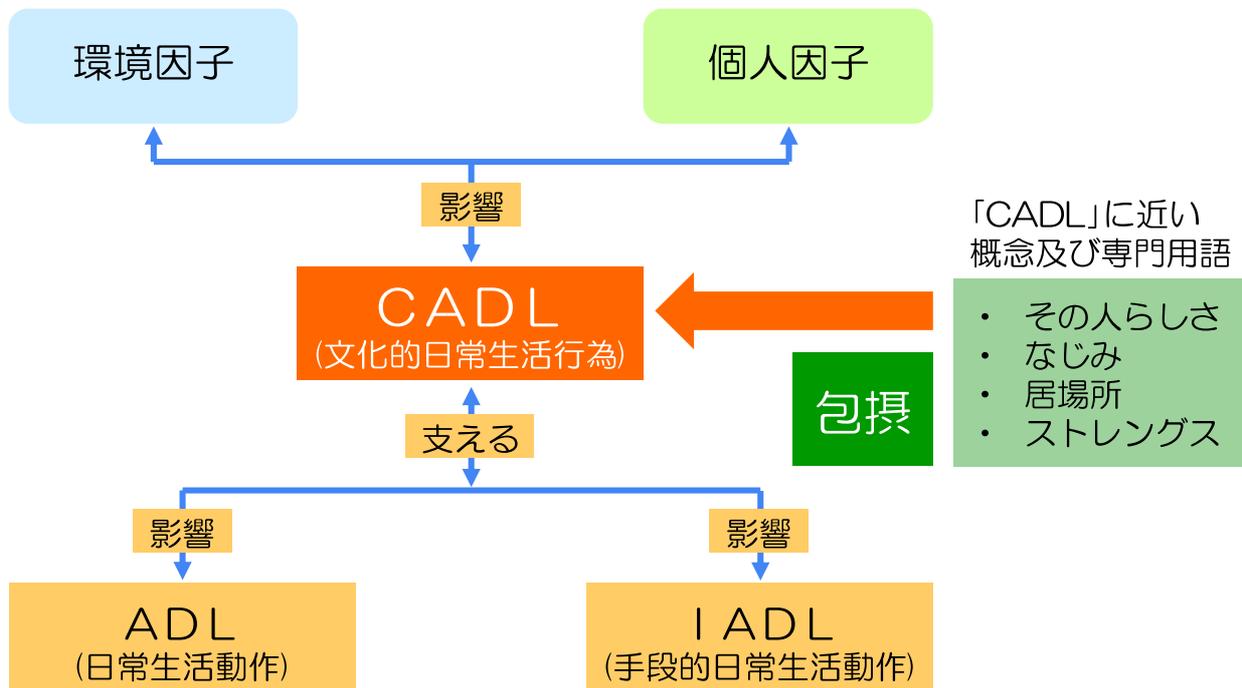


AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person



# CADL: 文化的日常生活行為

## Cultural activities of daily living





# CADL: 文化的日常生活行為

## Cultural activities of daily living

CADLの「C」は「Culture(文化)」。文化は生活様式や生活習慣・価値観、生活行動（食事、身なり、話し方）、個人（自分らしさ）や集団のアイデンティティ形成に重要な役割を果たす。

さらにCADLでは「Cultivate(耕す、磨く、洗練する)」の意味も重要と位置づける。「学びたい・成長したい」や、「穏やかな日々」だけでなく「刺激的な日々」も送りたい。

これまでは「決める(意思決定)」ことへの支援(自律支援)は不十分だった。「自分らしさ」を尊重した「生きて在ることへの肯定」を理論的に支えることが可能。

月刊ケアマネジメント  
2023年4月号より抜粋

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

25



## 援助者の行動規範 (バイステックによる7つの原則)

- ❖ **個別化**・・・人格的差違のある特定の人間として取り扱われたいという利用者の欲求への対応。
- ❖ **意図的な感情表出**・・・利用者はその感情を、否定的感情も含めて自由に表出する必要があることへの対応。
- ❖ **統制された情緒関与**・・・利用者の表出する感情の意味を理解し、それに対する意図的で適切な対応。
- ❖ **受容**・・・利用者の肯定的な感情と否定的な感情や、建設的な態度と破壊的な態度などを含んだ、あるがままの利用者を理解し援助するという対応。
- ❖ **非審判的態度**・・・問題状況に立ち至ったことに対し、利用者に非があるか否かを含めて決めつけない対応。
- ❖ **自己決定**・・・自分のことは自分で選択し、決定する権利を利用者がもっていることへの対応。
- ❖ **秘密保持**・・・利用者から打ち明けられる秘密の情報を漏らしてほしくないという基本的欲求への対応。

AKIHITO MORIKI @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

26



# バイステックの7原則における 「非審判的態度」は…

問題状況に立ち至ったことに対して、本人に非があるか否かを  
含めて決めつけない対応が求められている訳ではあるけれど、

本来、**非審判的態度** というよりか、  
そもそも **非審判的思考** であるべきで、  
審判的な思考のまま、態度だけを表出しないようにし  
ようとするからこそ、そのズレに支援者自身がストレ  
スを抱えるところとなり、「本人の困りごと」よりも、  
目の前の問題や課題が「支援者の困りごと」として優  
位に扱われてしまいがちになる。

AKIHITO MORIKI © OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

27



# まとめにかえて より良い意思決定支援のために

- 🐼 自我・コーピング・自己決定の理解
- 🐼 選好情報の収集・共有・蓄積・更新
- 🐼 記録の精度を上げる（フォーカス・介入）
- 🐼 仮説を立てて選択肢を探る
- 🐼 本人の反応から「最善の解釈」の  
確度を上げる
- 🐼 目指すべきは生活の質の向上

AKIHITO MORIKI © OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

28